



告示第103号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、歳入の
収入事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第15
8条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

横浜町長 石橋 勝太



1. 収納代行事業者の住所及び法人指名

東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン13階
株式会社さとふる

2. 収納代行事業者に納付させる歳入

インターネット(さとふる)を利用して納付させるふるさと納税寄附金

3. 収納代行事業者に歳入を納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

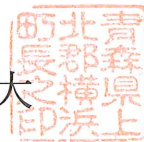


告示第104号

地方自治法施行令第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和5年4月3日

横浜町長 石橋 勝大



1. 指定代理納付者の住所及び法人指名

東京都千代田区紀尾井町1-3

PayPay 株式会社

2. 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネット(さとふる)を利用して納付させるふるさと納税寄附金

3. 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日



告示第105号

地方自治法施行令第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和5年4月3日

横浜町長 石橋 勝大



1. 指定代理納付者の住所及び法人指名

東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25階

ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社

2. 指定代理納付者に納付させる歳入

インターネット(さとふる)を利用して納付させるふるさと納税寄附金

3. 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日